平成２８年（フ）第１９２号
広島県福山市新市町大字新市923番地４
債務者　皿海　賢三
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９６号
広島県福山市沼隈町大字草深1247番地12
債務者　竹中　貴美
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９７号
香川県丸亀市中津町1416番地　リバーサイド中津102号室、住民票上の住所広島県福山市沼隈町大字草深1247番地12
債務者　竹中　豊志
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２００号
広島県福山市南蔵王町２丁目２番29号
債務者　持田　　淳
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２０３号
広島県福山市千代田町２丁目１番22号
債務者　児玉　礼奈（旧姓宮川・今田）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２０４号
広島県福山市霞町３丁目３番13―1104　サンシティ霞町
債務者　成田　孝紀
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５号
広島県福山市西深津町３丁目８番24―101号
債務者　岡本　忠昭
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第８号
広島県府中市栗柄町3215番地５
債務者　伊藤　美香
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７号
青森市松森１丁目12―16　菊池アパート堀之内毅方、住民票上の住所青森市緑２丁目１番地20
債務者　長崎　百恵
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第５３号
茨城県つくば市上広岡407番地１
破産者　有限会社アモールサービス
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４６３８号
愛知県一宮市西島町４丁目41―502、開始決定時の住所静岡県富士市加島町６―17
破産者　田村　政信
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７号
埼玉県川越市大字的場2625番地２
破産者　比留間建設株式会社
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３００号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目18番地の４
破産者　株式会社ワールドアカデミー
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８号
千葉県市原市藤井２丁目110番地　川﨑孝子方、開始決定時の住所千葉県夷隅郡御宿町須賀497番地18
破産者　川﨑　政義
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
千葉県茂原市南吉田3811番地
破産者　緑川　順子
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第５４３０号
東京都中央区築地７丁目７番８号
破産者　株式会社ＳＨＩＬＯＨ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３１号
アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市バークスデールプロフェッショナルセンター113、日本における営業所東京都港区白金４丁目７番21号
破産者　フランチェスカビアンキリミテッド
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５４３２号
東京都目黒区中目黒１丁目４―17―602　マートルコート第２中目黒
破産者　恵あゆみ・恵かおり・辻本愛こと　大江　めぐ
1　決定年月日　平成29年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部